

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

大島町教育委員会
教育長 谷口 淨
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業から学校再開に向けた
今後の対応について（お知らせ）

日頃より、教育活動に御理解、御協力をいただき、ありがとうございます。

国の緊急事態宣言の期間が、令和2年5月31日まで延長されたことを受け、東京都教育委員会は、都立学校の臨時休業期間を、令和2年5月7日から令和2年5月31日までと決定しました。

これまで大島町教育委員会は、東京都教育委員会の動向に合わせ、全ての小中学校を臨時休業としてきましたが、文部科学省の「臨時休業の実施に関するガイドライン」では、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難となることから、当面はこの新型コロナウイルスの存在を認識しつつ、その上で、子供の健やかな学びを保障するということとの両立を図り、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させ、地域の状況を踏まえて段階的に学校教育活動を開始し、その評価をしながら再開にむけての取組を進めていくという考えが重要とされています。

このことから、ゴールデンウィーク後の5月7日から5月17日まで、島内のコロナウイルスの感染状況及び情報を把握した上で、5月18日から5月31日までの期間を、児童生徒が、学校生活に慣れていただく準備期間と位置づけ、臨時登校を開始します。また、5月18日から給食も開始してまいります。

学校再開後は、多くの児童生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要と考えております。子供たちに対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの使用後など）や、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導するとともに、教室内の換気や必要に応じ消毒を行うなど、校内環境を整え、学校生活を安全に送れるよう、各校の実情に応じ対応していきます。また、学校での感染リスクをより低減させるためには、ご家庭で取り組まれてきた感染予防や健康管理が大変重要となります。

最後に、学校再開に向けて下記の点に留意し、感染症対策と健康管理を徹底していただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1. 学校再開に向けたスケジュール

- (1) 東京都知事が要請した臨時休業期間
令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）
- (2) 島内の罹患者状況を把握する期間
令和2年5月7日（木）から令和2年5月17日（日）
- (3) 大島町が設定した臨時登校期間 （給食も開始します）
令和2年5月18日（月）から令和2年5月31日（日）の平日のみ
※（5月23日・24日・30日・31日は休校）
- (4) 緊急事態宣言が再延長されない場合
令和2年6月1日（月）から学校再開
- (5) 5月18日（月）からの臨時登校の詳細については、各校から別途、通知します。
- (6) スクールバスの運行について（臨時登校期間）
登下校時、スクールバスを運行いたしますが、非常事態宣言が発出されている5月31日までの間は、スクールバス内での感染予防及び感染リスクを避けるため、極力、保護者による送迎をお願いいたします。
- (7) 放課後子ども教室について（臨時登校期間）
5月18日（月）の臨時登校開始の日から実施いたしますが、感染予防及び感染リスクを避けるため、小学校1・2・3年生までの児童を対象とさせていただきます。

2. ご家庭における児童生徒の健康管理

- (1) 臨時登校及び今後の学校再開に向けて、毎日の生活リズムを整えてください。
- (2) 毎日、登校前に検温の実施と風邪症状の確認をしてください。
（発熱、咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚異常等）
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させてください。
※この場合、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとなります。
- (4) 毎日、健康観察（検温）を実施してください。報告については各学校長の指示に従ってください。

3. ご家庭（ご家族全員）における感染予防

- (1) 手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- (2) 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。
- (3) 家庭内で感染を広げないよう、換気や消毒を実施してください。
- (4) 登校前にも必ず手洗いをさせてください。

(5) マスクについては、依然として国内外で不足が解消しておりません。ご家庭にある一般的な材料で「手作りマスク」を作成し、まずは各ご家庭において準備していただき、登校時から着用していただきますようお願いいたします。

4. 外出時の配慮について

学校でも、子供たちに対し、不要不急の外出を控えるとともに、外出する場合においても、集団感染リスクである3つの条件(①換気の悪い密閉空間、②人が密集、③近距離での会話等)が重なる場を避けるよう指導します。この点についても、各ご家庭において特段の配慮をお願いいたします。

5. 新型コロナウイルスに感染した場合

児童生徒やご家族が新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合には、速やかに学校にご連絡ください。

国内の感染状況では、御両親や祖父母が感染した後に子どもへ感染する例が認められています。また、若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは低いとされていましたが、未就学児の罹患者の報告もあります。

また、このウイルスの特徴として、症状の軽い人が重症化するリスクの高い人に感染を拡大させてしまう可能性があります。

まずは、家庭内全体で感染症対策と健康管理の徹底をお願いいたします。

【担当】

大島町教育委員会

学校教育係

連絡先：04992-2-1453